
 その他

「玉臺新詠序」訳注（四）

○鎌田 出*1 藤本陽子*1 伊藤陽寿*1

例言

一、本稿は、許榘評選・黎經誥箋注『六朝文絜箋注』（巻八）所収「玉臺新詠序」本文および箋注部分の訳注である。

二、底本には、中華書局出版（1962 第1版上海第1次印刷）『六朝文絜箋注』を用いた。

三、原文中の引用書に関しては、原典との対照を行い、必要と思われる文字校訂を加えた。校訂を加えた箇所については、語釈または補注で言及した。

四、全体は①原文、②語釈、③通釈、④補注よりなる。

五、訳注部分は、語釈・補注の見出しを除き、原則として引用文も含め新漢字を使用した。但し、「弁」（辯・辨）のように意味上の混乱を生じる場合など、部分的に新漢字を用いなかった箇所もある。

六、訳注に際して、序本文のみをゴチック表記とした。

①原文

亦有潁川、新市 晋書：明穆庾興亡、潁川鄢陵人。后美姿儀。後漢書：光烈陰皇后、南陽新野人。帝常歎曰、娶妻当得陰麗華。補 後漢書：光武帝紀、伯升招新市平林兵。注曰、新市県属江夏郡、故城在今郢州。張正見詩、調鷹向新市、彈雀往睢陽。

②語釈

○「潁川、新市」…いずれも地名。「潁川」について、『新釈漢文大系 玉台新詠（上）』（明治書院 1974～75）は、「潁川は郡名。潁水によって名づけられた。潁水は河南省登封県の潁谷より出でて淮水に注ぐ」とする。「新市」については④補注（2）を参照。

○「晋書」…唐・房玄齡・李延寿ら編。西晋・東晋の

歴史を記す。二十四史の一つ。

○「明穆庾皇后」…東晋二代皇帝明帝（司馬紹）の庾皇后。諱は文君。

○「后美姿儀」…『晋書』（巻32 列伝第2后妃下 明穆庾皇后）は「后性仁慈、美姿儀」に作る。「姿儀」は姿かたち。『世説新語』（容姿第14）に「何平叔美姿儀、面至白」とある。

○「儀」…ようすが立派である。

○「後漢書」…南北朝宋・范曄の編。唐・李賢の注がある。二十四史の一つ。

○「光烈陰皇后」…後漢初代皇帝光武帝（劉秀）の陰皇后。諱は麗華。『晋書』（巻32 列伝第2后妃下 明穆庾皇后）に「明穆庾皇后諱文君。潁川鄢陵也」とある。

○「南陽新野」…南陽郡新野県。現在の河南省南陽県の南にあった。潁川の南に存在する。

○「帝常歎～麗華」…『後漢書』（后紀伝）に「初光武適新野聞后美心悅之。後至長安見執金吾車騎甚盛、因歎曰仕宦当作執金吾、娶妻当得陰麗華」とある。

○「補」…黎經誥による補注。

○「後漢書光武帝紀」…『後漢書』（巻1「光武帝紀第一上」）。

○「伯升」…光武帝の長兄、劉縯。

○「新市平林兵」…新市軍と平林軍。王莽の新に反抗して立ち上がった農民の武将集団。『後漢書』（光武帝紀）に「伯升於是招新市平林兵」とある。

○「注」…唐の李賢の注。

○「江夏郡」…鄂州（湖北省武昌の東）。鄂州は唐代に江夏郡と改称された。

○「郢州」…唐代は竟陵郡長寿県に置かれた。現在の湖北省荆州市。

 *1 至誠館大学 ライフデザイン学部

- 「張正見詩」…「艷歌行」（『先秦漢魏晉南北朝詩』陳詩卷2）。張正見は南朝梁末から陳の文人。

③通釈

また潁川の新市や河間の觀津には 『晋書』の「明穆庾皇后」は、「皇后は潁川鄢陵の人である。皇后の容姿は立派である。」と言う。『後漢書』の「光烈陰皇后」は、「皇后は南陽新野の人である。光武帝は常に歎き、妻を娶るなら当然陰麗華であると言った。」とあり、黎経誥は注で、『後漢書』の「光武帝紀」にある「劉續が新市、平林の兵を招いた。」という記述を引いている。これについて李賢は注で、「新市県は江夏郡に属し、故城は今の郢州に在り。張正見の詩には「鷹を飼ひ慣らして新市に向かわせ、雀を弾いて睢陽に往かせる。」を引いている。

④補注

補注（1）「潁川、新市、河間、觀津」について
『新釈漢文大系 玉台新詠（上）』、『中国の古典25 玉台新詠』いずれもこの四者を並列関係の地名に捉える。これに対して、標点本の『六朝文絜箋注』及び『玉臺新詠箋注』（中国古典文学基本叢書）は、「潁川、新市、河間、觀津」と表記する。これは、潁川と新市、河間と觀津をそれぞれ一体のものとして捉える解釈である。続く本文に「楚王宮内、無不推其細腰、魏国佳人、俱言訝其織手」と「楚」と「魏」を対比させている点から、この四者についても、潁川の新市が現在の河南省で「南」を、河間の觀津が現在の河北省で「北」をそれぞれ表す対比表現であると考えられる。

補注（2）「新市」の解釈について

「潁川、新市、河間、觀津」について、『新釈漢文大系 玉台新詠（上）』の語釈は「潁水以下、皆昔から多く美人の生まれた所」、『中国の古典25 玉台新詠』（学習研究社）の注は「いずれも、美人の多く生まれる所として有名」とし、「潁川、新市、

河間、觀津」には美人の出身地以上の解釈を加えていない。一方、成瀬哲生「玉台新詠序札記」（『山梨大学教育人間科学部研究報告 第一分冊 人文科学系』No.49、1998年）は、潁川・河間・觀津の所在は明らかであるが、新市については同地名が複数存在するなどの理由から特定しづらいつとする。また、鄭箋の引く張正見「艷歌行」の「新市」は長安のそれであり当たらないとする。

これらの先行研究に対し本稿では、補注（1）であげた「南」と「北」の対比表現という観点から、「新市」を「潁川郡の新市県」と解釈する。

（以上、伊藤）

①原文

河間一作澗。觀津 三輔黄図：列仙伝曰：鉤弋夫人、姓趙氏、河間人。右手鉤卷、姿色佳麗。武帝反其手、得玉鉤而手展。漢：外戚伝：孝文竇皇后、家在清河。親早卒、葬觀津。師古曰：觀津清河之県也。

②語釈

- 「河間、觀津」…いずれも地名。『新釈漢文大系 玉台新詠（上）』（明治書院）の語釈には「潁水以下、皆昔から多く美人の生まれた所」とあり、『中国の古典25 玉台新詠』（学習研究社）の注は「いずれも、美人の多く生まれる所として有名」とする。「河間」は現在の河北省滄州市。もとは漢が置いた河間国。「觀津」は現在の河北省武邑県。
- 「一作澗」…四部叢刊本『徐孝穆全集』（卷之四）は「間」に作り「澗」についての言及は無い。四部備要本『玉台新詠』、稻香楼蔵版『玉台新詠』（『玉台新詠索引』所収）は「間」に作り「一作澗」と注する。
- 「三輔黄図」…主として漢代の古跡について記した作者不明の地理書。原本は南北朝期に作られた。「三輔」は、漢代の長安付近の行政区を言う。当該部分は卷3「甘泉宮」の説明部分で、引用は途中で省略

がある。

- 「列仙伝」…漢の劉向の撰とされる 70 人の仙人の伝記。全2巻。
- 「鉤弋夫人」…前 113 年～前 88 年。漢武帝の寵妃、趙婕妤。手の中に玉鉤を握っていたことからこのように呼ばれた（『史記』巻 49「外戚列伝」、『漢武故事』）。
※『漢武故事』は魯迅『古小説鉤沈』所収に拠る。
なお、『列仙伝・神仙伝』（平凡社ライブラリー 1993）は「参考」として『漢武帝外伝』と記すが、『漢武帝内伝』の誤りか。『漢武帝内伝』に「鉤弋夫人」への言及は見当たらない。
- 「姿色佳麗」…『三輔黄図』（巻 3）は「姿色佳麗」に作る。「鉤弋」は『漢書』（巻 66）の顔師古の注に「鉤弋宮名也。昭帝母趙婕妤居之。故号鉤弋夫人也」とある。
- 「反其手」…『三輔黄図』は「反」を「及」に作り、『列仙伝』は「披」に作る。
- 「河間人」…『列仙伝』（「古今逸史」本）はこの 3 字を欠く。『史記』（巻 49「外戚世家」）に「鉤弋夫人姓趙氏、河間人也」とあり、司馬貞の「索隱」は『漢書』及び『列僊伝』を引いている。
- 「姿色佳麗」…『列仙伝』は「姿色甚偉」に作る。
- 「漢外戚伝」…『漢書』（巻 97 上 外戚伝第 60 上）。引用は途中で省略がある。
- 「孝文竇皇后」…?～前 135 年。漢・文帝の皇后。
- 「清河」…現在の河北省邢台市清河县。
- 「師古」…581～645 唐の学者。顔之推の孫。『漢書』に注を施した。

③通釈

河間（あるテキストでは「間」を「潤」に作る）の観津 『三輔黄図』に引く『列仙伝』は「鉤弋夫人は、姓は趙氏で、河間の人である。右手の掌が鉤状に内側に巻いていて、姿も顔も美しい。武帝がその手を広げると、玉鉤が出てきて手も伸びた状態にな

った」と言う。『漢書』の外戚伝に「孝文竇皇后は、清河に家があった。親は早くに亡くなり、観津に葬られた」とあり、顔師古の注に「観津は清河の県である」と言う。

①原文

楚王宮内、無不推其細腰 後漢書：馬廖伝：楚王好細腰、宮中多餓死。

②語釈

- 「楚王」…春秋時代の楚の靈王（?～前 529 年）
- 「細腰」…女性の細い腰。転じて美女を言う。『韓非子』（巻 2「二柄」）に「楚靈王好細腰而國中多餓人」とある。なお、『墨子』（巻 4「兼愛中」）には「昔者楚靈王好士細腰。故靈王之臣皆以一飯為節」とあり、もともとは美女のみを指した訳ではなかったが、北周・庾信「夜聽搗衣」詩に「北堂細腰杵、南市女郎砧」とあり、女性を指す表現としても用いられていた。「細腰杵」は、『搜神記』（巻 18）に載せる張奮の故事を踏まえる。なお、呉兆宜注の『後漢書』（巻 54 武英殿二十四史本）の李賢の注は「墨子曰楚靈王好細腰而国多餓人也」に作り「士」字を欠いている。
- 「後漢書」…120 巻。宋・范曄（398～445）の著。後漢の歴史を記す。二十四史の一つ。
- 「馬廖伝」…『後漢書』（巻 54 馬援列伝第 14）。「馬廖」は後漢の伏波將軍であった馬援の長男で、明德馬皇后の兄。字は敬平。

③通釈

楚の靈王の王宮に入れば、細腰の美女として推挙しないものはない 『後漢書』の馬廖伝に「楚の靈王は細腰の美女を好み、宮中では（細腰になろうとする）多くの宮女が餓死した」とある。

（以上、鎌田）

①原文

本號嬌娥 左思嬌女詩：左家有嬌女、皎皎頗白皙。

補 揚子方言：秦謂好曰娥。

②語釈

- 「嬌娥」…誰を指すのか不明。補注『『嬌娥』および『巧笑』』を参照。
- 「左思」…晋代の文人。字は太沖。「洛陽紙價貴」の故事で知られる「三都賦」の作者。
- 「嬌女詩」…『玉台新詠』（巻2）所収。
- 「左家」…左思を指す。
- 「皎皎」…白いさま。
- 「白皙」…肌や顔の色が白いこと。『玉台新詠』（巻1）に載せる「日出東南隅行」（古楽府詩六首 其一）に「為人潔白皙**（影+冊）」とある。
- 「揚子」…前漢の文人・学者であった揚雄。字は子雲。
- 「揚子方言」…全13巻。前漢の揚雄の選になる方言集。
- 「秦謂好曰娥」…楊雄『方言』（第1）に「娥*（女+嬴）音盈好也。秦曰娥言娥娥也」とある。

③通釈

もともと、嬌娥と呼び 左思の「嬌女の詩」に、「左思の家に若い女性がいて、その肌の色は白い」とある。補注『揚子方言』には、「秦では、好を娥と言う」とある。

①原文

曾名巧笑。中華古今注：段巧笑、魏文帝宮人、始作紫粉搨面。

② 語釈

- 「巧笑」…かわいらしい笑顔。『論語』（八佾）に「巧笑倩兮」とある。補注参照。
- 「中華古今注」…唐・馬縞『中華古今注』全3巻。

晋・崔豹の『古今注』の欠文を補ったもの。

- 「段巧笑」…三国魏の文帝の寵姫。
- 「段巧笑～搨面」…『中華古今注』（巻中「魏宮人長眉蟬鬢」）は「魏文帝宮人絶所愛者、有莫瓊樹、薛夜来、陳尚衣、段巧笑（中略）巧笑始以錦衣糸履作紫粉搨面」に作る。
- 「魏文帝」…三国魏の曹丕のこと。
- 「紫粉」…化粧法のことか。『抱朴子』（内篇3「小兒作黄金法」）に「作大鐵筩成中一尺二寸…（中略）…名曰紫粉」とある。但し、鍊金過程で生成されるものであり、化粧品となりうるかは不明である。

③通釈

巧笑と呼ばれた人もいた。『中華古今注』に、段巧笑は魏の文帝の宮女で、初めて紫粉を作り、それを顔にはらった、とある。

④補注「嬌娥」および「巧笑」について

「巧笑」について呉兆宜は、『中華古今注』を引き「段巧笑」という実在の人物名を挙げている。この場合、対となる「嬌娥」も人名であると推測されるが、「嬌」（あでやかな姿態。若い女性）も「娥」（きわだった顔立ちの女性）も美しい女性の様子を表す語であるものの、「嬌娥」が固有の人名を表す例は『玉台新詠』以前にも、『玉台新詠』内にも見当たらない。「玉台新詠序」の用例が「嬌娥」の初出と見られる。

先に呉兆宜は注で「嬌女詩」を挙げているが、この「嬌女詩」に登場するのは恵芳と紈素という二人の娘である。ここでの「嬌」は二人の娘のかわいらしさを表す語でしかない。『漢武故事』に「若得阿嬌作婦、当作金屋貯之也」と載せる「阿嬌」が親愛の情を込めた呼び名であるように、「嬌」はその語義により女性に用いられた語であると言える。「嬌」が人名に使用されている例として、『玉台新詠』（巻1）に載せる宋子侯「董嬌嬈詩一首」がある。なお

この詩には、次項の「織手」が詠みこまれている（「織手折其枝」）。

一方の「娥」については、『説文』に「娥、帝堯之女、舜妻娥皇字也」と人名の用例を挙げるが、段玉裁の注にも「方言娥好也」とあり、やはり女性の美しさを言う語であり、転じて女性の名前に多く用いられたのであろう。

以上により「嬌娥」は特定の人名と考えるのは難しく、呼び名と考えられる。したがって「巧笑」も特定の人物を指すか疑わしい。

① 原文

魏国佳人、俱言訝其織手 毛氏魏風：摻摻女手，可以縫裳。補毛萇伝曰：摻摻，猶織織也。

② 語釈

○「魏国」…三国の魏。補注参照。

○「織手」…美人のほっそりしたやわらかい手。陸機「擬西北有高楼」（『玉台新詠』巻3「擬古詩七首其一」）。また『文選』巻30「擬古詩十二首其十」に「佳人撫琴瑟、織手清且閑」とある。

○「毛詩」…『詩経』のこと。

○「摻摻」…女性の手のしなやかなさま。『毛詩』（魏風「葛屨」）に、「摻摻女手，可以縫裳」とある。

○「毛萇伝」…毛萇は趙の人。毛亨の門人でとともに詩経に注釈、いわゆる「毛伝」を付した。

○「織織」…ほっそりとしているさま。

③ 通釈

魏国の佳人は、みなほっそりとしたやわらかい手を迎え入れている。『毛詩』の魏風に、「女性のしなやかな手は、もすそを縫うことができる」とある。補注毛萇の伝は、「摻摻」はちょうど「織織」のようであると言う。

④ 補注「魏国」について

四部叢刊本『玉台新詠』及び四庫全書本『玉台新詠序』はいずれも「魏」を「衛」に作り、四部備要本『玉台新詠』及び稲香楼蔵版『玉台新詠箋注』は「魏」を「衛」としたうえで「一作魏」とする。「魏」、「衛」どちらもほぼ同時期の戦国時代に存在した国である。一方、徐孝穆全集は「魏」に作る。呉兆宜が注で『毛詩』から魏風を引用したのは、本文が「魏国」であるからと考えられる。

しかし、「織手」の注として引用される『毛詩』（魏風）に「織手」の語はなく、毛伝を引いて「摻摻」を「織織」に読み替えているが、「織手」の注としては無理がある。また、「織手」は陸機、宋子侯（補注「『嬌娥』および『巧笑』について」も参照）に用例が見えるものの、『玉台新詠』や『文選』以前には見つからないことから、「魏国」は陸機、宋子侯の時代における三国の魏であると考えられる。

（以上、藤本）

（以下、続く）